

各学校種における設置基準等の比較

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践専門課程
目的	学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと。	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること。	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること。	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること。	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。 ①修業年限が1年以上 ②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 ③教育を受ける者が常時40人以上であること。	職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの。
修業年限	・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合) (法科大学院は3年、教職大学院は2年) ※教育上の必要があると認められるときは特例がある。	・4年 (医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程は6年)	・2年または3年	・5年 (商船に関する学科は5年6ヶ月)	・1年以上	・2年以上
学位・称号	【学位】 修士(専門職)	【学位】 学士	【学位】 短期大学士	【称号】 準学士	【称号】 ・専門士:2年以上、1,700時間以上等 ・高度専門士:4年以上、3,400時間以上等	
教育課程	・体系的に教育課程を編成するものとする ・事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮 ・教授会等において審議	・体系的に教育課程を編成するものとする ・専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮 ・教授会等において審議		・体系的に教育課程を編成するものとする ――の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、高等専門学校が定める時間	・高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度においてふさわしい授業科目を開設 ・豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮	・教育課程編成委員会(専攻分野に関する企業の役員等により組織)を設置して教育課程を編成
単位	大学設置基準の規程を準用。	・各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 ・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて大学が定める時間の授業を1単位とする。 ――講義及び演習:15～30時間 ――実験、実習及び実技:30～45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間。) ――の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学が定める時間。 ・卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	・各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。 ・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて短期大学が定める時間の授業を1単位とする。 ――講義及び演習:15～30時間 ――実験、実習及び実技:30～45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間。) ――の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、短期大学が定める時間。 ・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	・各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は、標準50分とする。)の履修を1単位として計算するものとする。 ――前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて高等専門学校が定める時間の授業を1単位とする。 ――講義及び演習:15～30時間 ――実験、実習及び実技:30～45時間 ――の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、高等専門学校が定める時間。 ・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	・単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。 ・専門課程における授業科目について単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて専修学校が定める時間の授業を1単位とする。 ――講義及び演習:15～30時間 ――実験、実習及び実技:30～45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間。) ――の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、専修学校が定める時間。 ・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 ※時間制による学科における各授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、単位制の場合と同様に、45時間の学修を1単位とすることを標準としている。	
教員組織	【教員組織】 ・専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置く	【教員組織】 ・教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く 【授業科目の担当】 ・教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる		【教員組織】 ・高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く。次項及び第三項において同じ。)を置かなければならない。 ・専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数の合計数の二分の一を下つてはならない。 ・高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 ※ 一学級の学生の数は、四十人を標準とする。	【教育上の基本組織】 ・専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。 ・課程の目的に応じた分野の区分ごとに基本組織を置く ・基本組織には教育上必要な教員組織の他を備えなければならない ・必置教員の数の半数以上は、専任の教員でなければならない。 ※ 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。	
教員資格(主なもの)	【教員】 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に關し、高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあつては実際の技術に秀でていると認められる者 五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者 三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者	【教員】 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに該当する者でその担当する教育に關し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者	
教員数(注1) (収容定員200人のケース) (注2)	13人(人文社会科学系)～19人(自然科学系)以上 ※医学、歯学は除く。 専任教員の数を合計した数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(法科大学院はおおむね2割以上、教職大学院はおおむね4割以上)	17人(文学、教育学・保育学関係:うち3人は兼任可)～21人(理学、工学、農学関係等:うち1人は兼任可)以上 ※医学、歯学、獣医学、薬学の一部は除く。	8人(文学、家政関係)～10人(教育学、保育学、体育関係等)以上	18人以上 (一般科目担当10人、専門科目担当8人)	6人以上	
校地 (収容定員200人のケース)		2,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	校舎等を保有するに必要な面積の校地	
校舎 (収容定員200人のケース) (注2)	専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められる校地・校舎	2,644㎡～5,289㎡以上 ※医学、歯学は除く。 ※体育館、講堂、附属施設等の面積を含まない。	1,900㎡～2,500㎡以上 ※講堂、附属施設等の面積を含まない。	3,306㎡以上	600㎡(商業実務、服飾・家政、文化・教養)～740㎡(工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉)以上	
運動場、図書館、研究室、保健室等の設備	△ (専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする)		○		△ (専修学校は、校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等)、教員室、事務室その他必要な附属施設を備えなければならないとともに、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。また、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。)	
自己評価・第三者評価	・自己点検・評価(義務) ・認証評価(機関別)(義務) ・認証評価(分野別)(義務)		・自己点検・評価(義務) ・認証評価(機関別)(義務)		・自己評価(義務) ・学校関係者評価(努力義務)	・企業等が参加する学校関係者評価も義務。
所轄庁 学校数	122校	78校	352校	57校	都道府県(国立を除く) 2,812校	(文部科学大臣認定) 470校
設置認可		文部科学大臣による設置認可			都道府県による設置認可(国立を除く)	文部科学大臣認定
設置者の要件		・国 ・地方公共団体 ・学校法人			・国 ・地方公共団体 ・経営に必要な経済的基礎を有すること ・設置者(法人の場合は経営担当役員)が経営に必要な知識又は経験を有すること ・設置者が社会的信望を有すること	

(注1) 教員数は専任教員の数を示す。ただし専修学校は、半数以上が専任教員。
(注2) 高等専門学校については、入学定員40人のケース。